

岩井まさお 通信 未来

平成26年7月号 第11号

発行責任者：岩井まさお 〒262-0013 千葉市花見川区犢橋町1458-1 TEL. 043-259-2777 FAX. 043-259-2777

平成26年第2回定例会報告

平成26年第2回定例会（6月17日）に於いて、一般質問をさせて頂きました。この一般質問を通じ、問題点の指摘を含め質問として要望させて頂いたことを、主な内容や市の答弁と共に、Q&Aにして、ご報告いたします。

皆さん、こんにちは。

自由民主党 千葉市議会議員団の岩井雅夫でございます。

思い起こしますと、平成23年4月10日に統一地方選挙で実施された市議会議員選挙において花見川区から初当選させて頂いたとき、早いもので3年が過ぎました。初当選時に「一歩一歩着実に市政、地域のために一生懸命努力していきたい。」と抱負を述べました。

そして、これまでの日々の活動において、生まれ育った千葉市の発展と地域の諸問題の解決に向け、誠心誠意一生懸命取り組んでまいりました。

来春の改選まで、あと10か月となりましたが、今回は通告に従い5問、一般質問をさせていただきます。

個人住民税について

●個人住民税の納税義務者数について

●平成24年度現年度分の普通徴収と特別徴収の納税義務者数、その割合について。割合は5年前と比較してどうなのか。

〔財政局税務部課税管理課〕

A 普通徴収が193,839人で42.3%、特別徴収が264,354人で57.7%となっております。

岩井まさお

平成26年度の役職



〔議会〕

- ・教育未来委員会委員
- ・少子高齢社会問題調査特別委員会副委員長
- ・都市計画審議会委員

〔地域活動〕

- ・千葉市ハンドボール協会会長
- ・千葉市相撲連盟顧問
- ・千葉市花見川区サッカー協会会長
- ・千葉ネオライオンズクラブ理事
- ・花見川区倫理法人会員
- ・少年野球さつきヶ丘ファイターズ顧問
- ・自衛官募集相談員

特別徴収制度の周知について

●取組み内容について。その成果について。

〔財政局税務部課税管理課〕

A 平成21年度から未実施事業所に対する文書や電話、訪問による勧誘の働きかけや年末調整説明会、税理士会等への広報を行ってきました。23年度受付分から入札参加資格要件に特別徴収義務者であることを追加した結果、20年度と比較して25年度の特別徴収による給与所得納税義務者数は7,500人の増となっております。

●特別徴収の過去5年間の納付率、及び未納金額について

〔財政局税務部課税管理課〕

A 平成21年度から24年度までは99.8%、25年度は99.9%の見込みとなっております。未納金額は平成21年度が約9,700万円、22年度が約9,400万円、23年度が約7,500万円、24年度が約7,300万円、25年度は約5,200万円の見込みとなっております。

●未納理由の把握と、未納法人への対応について

〔財政局税務部課税管理課〕

A 納期限までに納付されない場合は督促及び催告をし自主納付を促し、その過程で納税相談があった場合には完納までの納付計画を作成していただくなど、確実に納付されるよう努めております。納付できない理由については、納税相談の際の聞き取り調査により把握するとともに、法に基づく財産調査により担保力を把握しております。

●特別徴収の二斉指定に向けた取組み状況について

〔財政局税務部課税管理課〕

A 平成28年度に千葉県及び県内の全市町村は特別徴収義務者となるべき事業所に特別徴収義務者を指定する税額決定通知書を一斉に送付する予定としており、26年度に未実施事業所をリスト化し、27年度には個別事業所に「指定予告通知」を送付します。併せて26年度、27年度の2か年をかけて制度の周知に努めてまいります。

●一斉指定による効果について

〔財政局税務部課税管理課〕

A 先行自治体などの状況から試算しますと、約2億3千万円の増収を見込んでいます。

●近隣都県の二斉指定に向けた取組み状況について

〔財政局税務部課税管理課〕

A 現在実施済の都県はありませんが、埼玉県が平成27年度から、神奈川県が28年度からそれぞれ県内の全市町村で特別徴収義務者の二斉指定を行う予定となっております。

●〔要望〕税金は、市民の方々が毎日汗水たらして得た所得からお支払い頂く、市にとって大事な財源です。市民の皆様が納得できる公平公正な税務事務の執行に、全力を傾けて取り組まれますようお願い致します。

●〔要望〕様々な工夫を重ねながら市有資産の有効活用に取り組んでいることがよく分かりました。

●〔要望〕様々な工夫を重ねながら市有資産の有効活用に取り組んでいることがよく分かりました。

市有資産について

●本市における市有資産の活用に係る主な取り組みについて

〔財政局資産経営部管財課 財政局長〕

A 行政財産の余裕スペースを有効活用するため自動販売機設置者に対する公募貸付けの導入や、公共施設への広告掲出の拡充など市有資産を活用した収入確保に取り組んで参りました。

●市有資産を活用した自動販売機設置者に対する公募貸付けの過去3年間、平成22年度から24年度までの設置台数及び貸付額について

〔財政局資産経営部管財課 財政局長〕

A 平成22年度97台、貸付額約7,200万円。23年度230台、約1億5,400万円。24年度247台、約1億6,300万円となっております。

●公共施設を活用した広告料収入等の過去3年間の件数と収入額並びに主なものについて

〔財政局資産経営部管財課 財政局長〕

A 平成22年度4件、収入額約1億1,500万円。23年度5件、約1億4,800万円。24年度12件、約1億5,500万円となっております。その主なものは、QVCマリンフィールドやフクダ電子アリーナへの広告や、区役所の広告付き庁舎案内板であります。

●自動販売機設置、広告に係るもの以外の土地建物の貸付け状況の過去3年間の件数と貸付額並びに主なものについて

〔財政局資産経営部管財課 財政局長〕

A 平成22年度3件、貸付額約1,600万円。23年度12件、約1,900万円。24年度14件、約4,100万円。主なものは区役所や病院、生涯学習センター等における食堂や売店、未利用地の駐車場用地としての貸付け、卸売市場における事業用定期借地などです。

●〔要望〕様々な工夫を重ねながら市有資産の有効活用に取り組んでいることがよく分かりました。

●〔要望〕様々な工夫を重ねながら市有資産の有効活用に取り組んでいることがよく分かりました。

●〔要望〕様々な工夫を重ねながら市有資産の有効活用に取り組んでいることがよく分かりました。



自家用車の公務使用について

要綱では「公務のために在勤地内へ旅行する場合において、使用がやむを得ないと認められるときに限り、自家用車を使用することができるとされている。」

●「やむを得ないと認められるとき」とは、どのような場合か。また、地政令市の状況は、

〔総務局総務部給与課〕

A 旅行命令は、公共交通機関又は公用車を使用することを原則としてますが、勤務時間帯や勤務地の事情等によってそれが困難である場合、職員本人の同意を得て、自家用車を公務に使用できるとしております。他の政令指定都市の状況について、現在、自家用車の公務使用を制度的に認めているのは19市中6市となっております。

●学校等の教育機関を除き、公用車が配置されていない出先機関は幾つあり、その主な施設は。

〔財政局資産経営部管財課 財政局長〕

A 平成26年4月1日現在141か所であり、主な施設は保育所61か所、中核公民館を除く地区公民館41か所、消防署の出張所18か所などです。

●出先機関の職員が実際に在勤地内旅行等をしなければならない場合、どのような手段で旅行するのか。

〔総務局総務部給与課〕

A 電車やバスなどの公共交通機関を使用することが原則ですが、勤務地の事情などによりそれが困難な場合、職員本人の同意を得て、公務使用の登録を行った自家用車による旅行を命令することとなります。

●公務登録された自家用車が交通事故を起こしたケースは今までに何件あったのか。相手方への損害賠償及び車の修理費用はどのようなになっているのか。

〔総務局総務部給与課〕

A 自家用車の公務使用を制度化した平成23年度以降、職員が自家用車の公務使用中に交通事故を起こしたという報告はありません。万一事故が発生し相手方に損害を加えたときは、法令の定めにより市が賠償責任を負いますが、職員が締結している自動車保険からの給付を優先的に充当することとしております。事故を起こした職員の自家用車の修理費用は、職員が負担することとしております。

●自家用車は公務登録をした公用車と位置付けているにもかかわらず、職員の負担にしている理由は。

〔総務局総務部給与課〕

A 自家用車の公務使用登録は、公務の効率性という視点のみならず、職員の声を受けて利便性を向上させるために設置した制度で、職員同意の下、自家用車を一時的に公務使用を認めるもので、公務のみに使用している公用車と同様に取り扱いことは適当でないことから、このような運用としております。

●市有公用車が事故を起こした場合の相手方への損害賠償や、公用車修繕費用はどのようにになっているのか。

〔財政局資産経営部管財課 財政局長〕

A 自賠責保険のほか、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入しており、補償内容は対人・対物補償は無制限となっております。車両共済にも加入し、公用車の修繕費用の補償に対応しております。

〔要望〕

公用車が配置されていない出先機関が141施設あり、職員は原則、電車、バスなどの公共交通機関で在勤地内旅行をするのですが、職員が在勤地内旅行をする際は、重い荷物や書類がたくさんあることは、たびたびあると思います。荒天時などは、大変苦労をするのではないかと察いたします。公共交通機関の利便性が低い職場等では、用事を足すのに、半日がかりになってしまいうこともあると思います。

さらに、公務登録された自家用車を公用車として使用し事故が起きた場合の取り扱いに疑義がある事も否めません。全施設一律に配置する事が最適と一概には判断できませんが、施設の立地条件、公共交通機関

の有無、費用対効果等を考慮すると共に、公用車の配置状況によって職員間に著しい不公平が生じないよう、適切な公用車配置を検討いただきますようお願いいたします。



学校運動部活動の朝練習について

昨年ある新聞の見出しで、大きく「朝練習禁止」と書かれていた。長野県教育委員会の有識者委員会が、朝の部活は睡眠不足や授業への影響も懸念されるとして、朝の運動部活動の在り方について見直すことが必要とした報告書の報道です。長野県教育委員会は「朝の運動部活動は原則として行わない」とのスポーツ活動指針を作成したと聞いています。そこで伺います。

●運動部活動の朝練習について、どのような点に配慮するべきか。

〔教育委員会学校教育部保健体育課〕

A 生徒の健康状態を把握し、学習に支障のない

ようにすることや、適度な運動による疲労感を与えないように配慮することが大切であると考えています。

●本市の運動部活動の朝練習は、どのように決定して実施されているか。

〔教育委員会学校教育部保健体育課〕

A 本人及び保護者の承諾のもと、各学校の実態に応じて、通年及び期間限定で実施することを経長が決定しております。

●生徒の健康状況について、どのように把握されているのか。

〔教育委員会学校教育部保健体育課〕

A 自己の健康状態に応じて朝練習に参加するように指導しています。顧問は練習中や終了時に健康状態を把握し、体調がすぐれないなどの生徒がいる場合は、養護教諭及び学級担任に引き継ぎを行っています。

●始業前に行われる朝練習だけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となるのか。

〔教育委員会学校教育部保健体育課〕

A 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令には「児童生徒等の負傷」その原因である事由が学校の管理下において生じたものと記載されており朝練習も対象となります。

●所感 先程の長野県教育委員会有識者委員会の報告書で、生徒の27%は「1時間目の授業に集中できない」と答え、一方、69%は「朝練習をした方が1時間目の授業にすっきりとのぞめる。」と答えています。

私は朝練習だけが睡眠不足の原因ではなく、インターネットや携帯電話の使い過ぎによって児童生徒の生活習慣が崩れてきていることも一因ではないかと思っています。

確かに練習のために朝早く起きるのは、つらいものです。しかし、中学生時代は、心と体を鍛える絶好の機会であり、特に部活動はクラスや学



年をこえた生徒間の交流により、同じ目標に向かって全力で取り組んで行くのていくと、私は確信します。

全国高等学校総合体育大会について

●全国高等学校総合体育大会の歴史や開催地がどのように決められているのか。

〔教育委員会学校教育部保健体育課〕

A 全国各地で開催していた競技種目別選手権大会を競合し、昭和38年度より「全国高等学校総合体育大会」として各都道府県ごとによる単独開催となりました。平成23年度から全国を12ブロックに分け開催することとし、本年度は南関東ブロック開催として千葉県・東京都・神奈川県・山梨県での実施となります。

●南関東ブロックで開催する大会規模及び本市を訪れる方はどのくらいか。

〔教育委員会学校教育部保健体育課〕

A 30競技種目で、1都3県に選手・監督約3万5,000人が参加し、本市開催のバドミントン競技においては選手・監督約1,200人が参加する予定です。役員及び保護者や応援者を含め本市においては総勢、約4万人の来場が見込まれています。

●種目開催が決定されたのはいつ頃か。

〔教育委員会学校教育部保健体育課〕

A 平成23年3月にバドミントン競技開催の要請が県からあり、同年4月に本市開催が決定しました。

●本市の競技日程は、どのようになっているのか。

〔教育委員会学校教育部保健体育課〕

A バドミントン競技は、平成26年8月1日から6日まで、千葉ポートアリーナをメインに市内5会場で学校対抗戦をはじめ個人対抗戦のダブルス・シングルスが行われます。

●大会開催に向けて、どのように準備を進めているのか。

〔教育委員会学校教育部保健体育課〕

A 平成25年度に教育委員会内に「全国高等学校総合体育大会準備班」を設け、千葉市実行委員会の設立及び第1回総会を開催するとともに前年度開催市の視察や県本部、関係団体等と連携を図り準備を進めて参りました。本年度は5月開催の第2回総会で承認された実施計画に基づき実行委員会及び専門委員会が中心となり、大会成功に向け準備を進めております。

●市民への周知、本市を訪れる皆さんをどのように歓迎するのか。

〔教育委員会学校教育部保健体育課〕

A 高校生デザインによるポスターやリーフレット等の配布、大会スローガン入りの横断幕や、のぼり旗等の掲出など進め、歓迎の機運を高めて参ります。全国の皆様に千葉市観光ガイドや「海と自然・緑と自然のガイドブック」、高校生が作成した会場周辺ガイドマップなどを配布すること、本市の魅力に触れていただけるよう努めて参ります。

●〔要望〕 開催形式が変わり、本市はバドミントン競技1種目の開催となりますが、市内5会場で開催され多くの選手、監督、観客が訪れます。準備に万全を期し大会が成功すること、全国から訪れる皆様への心温まるおもてなしをもつて、本市の魅力を大いに発信されることを切に願っています。

本大会に出場した高校生アスリートが、6年後、東京オリンピック・パラリンピックで活躍することも大いに期待しています。

終わりに、本大会開催を契機に、本市の小中学校、高等学校の運動の活性化や、スポーツへの関心の高揚、地域の活性化が促進され、今後開催される小中学生のスポーツ大会においても、底辺を広げ、心身ともに健全な児童生徒の育成が図られることを望みまして、私の一般質問を終わりにします。長い間のご清聴、有り難うございました。

精力的に活動しています！

子ども達の健全育成のため、スポーツ活動等を応援しています。



J-GREEN 堺スタジアムを視察しました。

ご意見・お問合わせは
こちらにお寄せください

ホームページは→ <http://iwai11.com/>
e-mailは→ iwaimasao@iwai11.com

TEL. 043-259-2777
FAX. 043-259-2777